

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

■ 施策の方向

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間がが多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために就労していなかった人に対する就職支援を推進します。

■ 重点施策

(1)企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を目指す企業・事業所に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を積極的に支援します。

(2)出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村を支援するとともに、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」認定制度などを活用し、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。また、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3)男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な性別役割分担意識を解消し、父親の育児参画を促進するための体験型イベントを開催するなど、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

(4) 就労支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、県内各地域に出向き、就職相談会や地元企業就職面接会を開催するほか、岡山労働局等と協力して、就労を希望する人のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

■ 施策の方向

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期^(注)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

■ 重点施策

(1) 周産期・小児医療体制の整備

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育に係る施設整備及び運営を支援するとともに、市町村域を超えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

(注) 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

施策の方向

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

重点施策

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の整備に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅や空き家の情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」^(注)を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

(注) おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

4 安全・安心な子育て環境の整備

■ 施策の方向

乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

■ 重点施策

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

学校では、安全な給食の提供に努めるとともに、地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場(プレイパーク)などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備

妊娠や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。

また、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング^(注)機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

④被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

■ 主要指標

項目	現状	目標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業 「アドバンス企業」認定数	-	150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合 ^{*1}	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率 ^{*2}	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん96.0% (H30) 風しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)		
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

*1 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。

*2 3年に1回実施する「仕事と家庭の両立支援に関する調査」により把握するもの。

(注) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけたり、時間制限機能の設定を行ったりすること。